

原子爆弾被爆者等を援護すること  
(施策番号 I-5-4)

添付資料

# 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

## 被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約19.3万人】  
(平成25年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)、など

## 原爆症の認定

→ 認定を受けた者には医療特別手当(月額138,380円)を支給 【支給対象者 約8,800人】  
(平成25年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(\*)の意見を聴かななければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

\* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

## 援護措置

【 1,405億円(平成27年度予算) 】

1 医療の給付(医療費の無料化) 【 388億円】

2 各種手当の支給 【 902億円】

健康管理手当(月額: 34,030円)【支給対象者 約16.3万人(平成25年度末)】(被爆者の85%が受給)

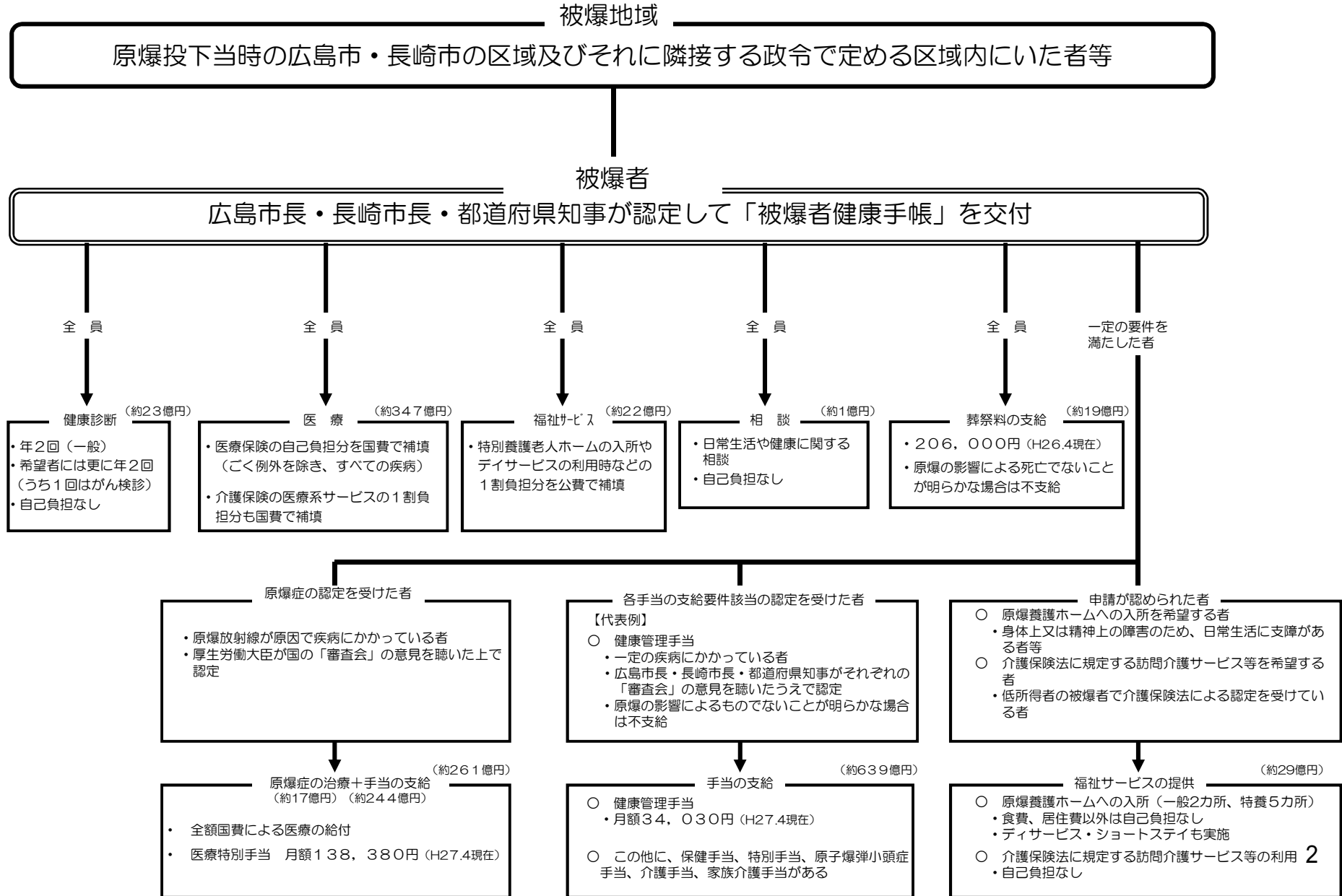
医療特別手当(月額:138,380円)【支給対象者 約8,800人(前出)】 など

3 健康診断の実施(年2回)

4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

# 原爆関係の援護施策の概要

(平成27年度予算額：約1,405億円)



## 健康診断について

健康診断は、毎年2回、期日および場所(保健所、病院等)を定めて定期的に行うもの、被爆者の申請によって、さらに追加で年2回行うもの(そのうち1回はがん検診)及び精密検査によって行う。

### 健診項目

#### 一般検査

- ① 視診、問診、聴診、打診および触診による検査
- ② CRP検査
- ③ 血球数計算
- ④ 血色素検査
- ⑤ 尿検査(ウロビリノーゲン、糖、たんぱく、潜血反応)
- ⑥ 血圧測定
- ⑦ 医師が必要と認めた場合の肝機能検査
- ⑧ 医師が必要と認めた場合のヘモグロビンA1c検査

#### がん検診

- ① 胃がん検査
- ② 肺がん検査
- ③ 乳がん検査
- ④ 子宮がん検査
- ⑤ 多発性骨髄腫検査
- ⑥ 大腸がん検査

## 原爆被爆者医療費について

原爆被爆者医療費は、被爆者の以下の医療費に対して支給(窓口負担なし)

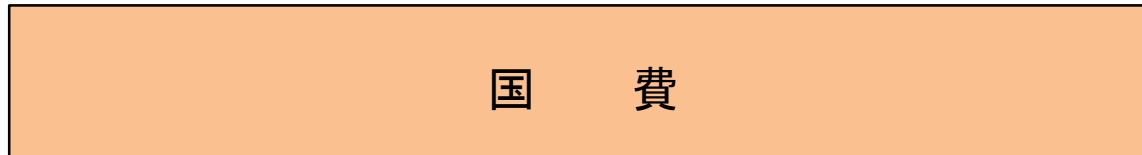
①認定疾病医療費(法10条 全額国費)

原爆症の認定疾病について、医療費を全額国費で支給。

②一般疾病医療費(同法18条 保険優先)

認定疾病以外について、医療保険の自己負担分を国費で支給。

①認定疾病医療費(原爆症が認定された被爆者の認定疾病を対象)



- ・認定疾病につき、全額国費で支給
- ・認定疾病医療機関にて受診(現物給付)

②一般疾病医療費(被爆者の疾病を対象)

自己負担分  
(1~3割)



- ・疾病につき、保険の一部負担分を国費で支給
- ・一般疾病医療機関にて受診(現物給付)

# 原爆諸手当一覽

手 当 の 種 類	平成27年度支給単価		支 給 要 件	
医療特別手当	月額	138,380 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	
特別手当	月額	51,100 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	
原子爆弾小頭症手当	月額	47,630 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
健康管理手当	月額	34,030 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	
保健手当	月額	17,070 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者
	月額	34,030 円		
介護手当	月額	重度	104,570 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合  (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)
		中度	69,710 円 以内	
家族介護手当	月額	21,720 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	
葬祭料		206,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	